パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
1	施策1安全で安心な農作物等の提供において農作物の食品安全GAPの啓発、普及と導入支援が記載されておりましたが、啓発・普及の一環としてGAPマークを認定マークにして、認定された会社は食品に貼れることにより、より消費者が見分けやすくなることが必要と思われます。	県では農業者に対し、農産物の生産段階における安全確保に向け、「食品安全GAP」をリスク管理の手法として啓発・普及したいと考えています。 現在、GAPに関しては、民間機関・団体主導による独自の認証（マークの表示等）が行われており、農業者・産地等にこれらに関する情報提供や「食品安全GAP推進マニュアル」の策定や研修会を開催し、GAPの理解促進を図っているところです。	Ⅴ
2	施策6遺伝子組み換え作物の他の作物との交雑・混入の防止について現状の課題の中で現時点では多くの県民は組み換え食品に不安感を抱くとあります。 そこで、この県民の不安感を取り除く施策はないのでしょうか。 いつまでも組み替え食品が社会に認知されないのは今後の食の需給バランスに問題が発生します。	県民のみなさんが不安を感じるのは、遺伝子組み換え食品の表示の仕組みや安全性審査の仕組みなどの情報が十分でないことも一因と考えられることから、施策8や施策11の取組の中で、遺伝子組換え食品に関するわかりやすい情報の提供に努めてまいります。 また、県内で遺伝子組換え作物が栽培される際には、県民・消費者の不安を解消するため、「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に基づき、的確な審査を行うとともに、審議会での審議内容をはじめ条例に基づく届出内容など、情報の提供に努めていきます。	Ⅲ
3	取り組み指標「朝食の欠食率の低下」は健康にいがた21、食育推進計画（仮）においては重要な指標ですが、第17条と関連づけるには弱い（というかわかりづらい）と思います。どちらかというと、栄養成分表示などの推進や教育機会の提供や連携会議の開催等の方が指標としてあっている気がします。	第17条にある「自らの食生活等に関心を持つ」という観点からすると、「朝食の欠食率の低下」は重要な指標であると考えておりますが、ご意見のとおり、他に掲げることが可能な指標も検討いたします。	Ⅳ
4	5施策の視点と体系、視点1の説明で、県民の健康を保護するとの記述は「保持する」にすべきではないか	にいがた食の安全・安心条例の目的が「県民の健康保護」であることから、特に記述の変更は行いません。 なお、健康の保護は、食品安全基本法、食品衛生法でも使われており、食品の安全性が確保されていなければ、健康たり得ないとして、条例でも県民の健康保護を明確にしています。	Ⅴ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
5	施策1取組4 実需者という言葉がわかりにくい	ご指摘のとおり、「実需者」はわかりにくいため、「食品関連事業者」に改めます。	Ⅰ
6	施策2取組5 データベース化という言葉がわかりにくい	ご指摘のとおり、「データベース化」はわかりにくいため、「電子データとしての保管」に改めます。	Ⅰ
7	施策3取組2 「高度な鮮度」という用語を使っているが、指標は「高度鮮度」、施策10取組5では「高鮮度」であり用語統一すべきではないか	施策3における「県の取組」と「指標」については、「高度な鮮度・衛生管理施設」に統一します。 施策3の「高度な」は鮮度・衛生管理施設に係り、施策10の「高鮮度」とは意味が異なることから、施策10については記述の変更は行いません。	Ⅱ
8	施策3の取組指標 全体で荷さばき所、漁港がどれくらいあるかわからないと達成状況を評価しにくいのではないか	用語説明に県内漁港数を明記し、補足説明を加えます。	Ⅰ
9	施策5取組指標 講習会受講者数は500人となっているが、総数がわからないとなぜ500人が指標なのかわからない	現在、県内には農薬販売店が約1800店、また病害虫防除員を約450人任命しています。 県病害虫防除所では、毎年度500人程度を対象に農薬の適正販売や適正使用について講習会を開催しており、現状を考慮した受講者数を目標としました。 県地域機関の他、これら受講者から農薬使用者に対する農薬の適正使用の指導を行う体制をとっています。	Ⅰ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
10	施策8取組4 「著しく事実に反する表示」について改善指導を行うとあるが、「著しく」は削除すべきではないか	表示の法律である景品表示法における要件は、「著しく」となっておりますが、当計画に関わる表示に関する法律はJAS法や食品衛生法等があり、それらの法律においては「著しく」は要件になっておりません。複数の法律が関与する全体計画の中で、一つの法律に特化した表現は妥当ではないと考えられることから、関係各課で協議した結果、「著しく」は削除します。	Ⅰ
11	施策9取組4 マスメディアとの連携や広報体制について構築し、早期の対応ができるようにすべきではないか	ご指摘のとおり、マスメディアとの連携は、公表において重要なことから、緊急時にはより積極的な情報発信を行うこととし、記述を改めます。	Ⅰ
12	施策15現状と課題 若い女性の過度のダイエットも問題となっているが、その視点が盛り込まれているのか 生産と消費の乖離という言葉を使っているが、一般的でなくわかりにくい	女性のダイエット問題も含め食育全般については、現在策定している新潟県食育推進計画で取り組むこととしており、本計画では食の安全・安心に対する理解を深めるための取組を展開することとしております。 ご指摘のとおり「生産と消費の乖離」はわかりにくいため、わかりやすい表現に改めます。	Ⅰ
13	施策15取組指標 目標値が検討中となっており、県の積極的な姿勢が見えない	新潟県食育推進計画の策定に合わせて検討しているため、本計画案のパブリックコメント時は、検討中となっています。 今後の新潟県食育推進計画の策定作業の中で、意見交換会や電子会議室などにより幅広く県民のみなさまの意見を伺いながら目標値等を設定してまいります。	Ⅴ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
14	施策11、施策13、施策15等に関連して、消費者の役割として、県・市町村・関係団体などのとりくみへの参加を掲げることに加えて、消費者自らが企画する学習会等、自主的にとりくもうとする「食の安全・安心」に関わる活動を「計画案」に位置づけ、活動場所の提供、情報の提供、人材育成、関係団体のネットワークの形成等を通じて、自主的な活動を促進する適切な支援を実施していただきたい。	ご指摘のとおり、消費者や団体などが自主的に取り組む「食の安全・安心」に関わる活動について県と協働して実施することは、大変重要と考えており、計画案に位置づけることとします。なお、具体的な支援については、活動を行う団体等と協議しながらメニューを検討してまいります。	Ⅰ
15	「表紙のサブタイトル　～見える安全・知る安心 みんなで育む 食のにいがた～」 このサブタイトルは、計画の目指している理念・基本方針が簡潔かつ的確に表現されていると思います。しかし、本文ではサブタイトルについて一切触れられていないことから「何が見える安全」・「何が知る安心」なのかが明確に分かる様、本文の中での記述をお願い致します。	計画の目標と成果指標、施策の視点と体系の中で、キャッチフレーズ「見える安全・知る安心 みんなで育む 食のにいがた」についても内容や解説の記述を加えます。	Ⅰ
16	「施策 5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」 取組方針の中で「添加物等の適正使用を確認するため、食品関連事業者が自ら生産物・製造物の検査を行うよう指導していきます。」とありますが、各種の検査には多大な費用が必要となります。特に中小・零細事業者には負担が大きい為、負担の軽減策（県の検査機関で格安に実施等）を計画に盛り込むよう検討をお願い致します。	県では、農産物も含めた食品の安全性確認のため、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の収去検査を行い、事業者の指導取締を行っています。 事業者が添加物等の適正使用を確認するための検査は、どの程度の頻度や範囲で行うかも含め、事業者の判断により行うものであり、行政での負担軽減策を計画に盛り込むことは考えておりません。	Ⅴ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
17	「施策 7　一貫した監視等の実施」 取組方針の中で「新潟県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導・収去検査の実施」となっておりますが、18年度の食品検査計画では「市場流通農産物の残留農薬検査250検体」、「輸入食品に対する規格基準検査200検体」、「遺伝子組換え食品に関する組換え体検査20検体」、「アレルギー物質を含む食品の検査50検体」等となっており、検体数が多ければ良いと言う訳ではありませんが、安全・安心を確認する視点から見ますと、強化が必要と考えます。 また、これらに伴う人員体制の充実も必要になるかと思います。人的対応をしっかり取って監督・指導を今以上に充実させる事が必要と考え、要望致します。	新潟県食品衛生監視指導計画は、平成16年度から策定しており、監視や検査につきまして、これまで検査検体数も含め、充実強化してきたところです。 特に残留農薬検査については、食料供給県である本県の特色もふまえ、出荷状況や農薬の使用状況を考慮した検査を実施しており、検体数や検査項目数も、全国上位になっております。 今後は全国的な違反状況や県内の生産量などから対象食品や検査項目を再検討し、より効率的な検査となるよう工夫していきたいと考えています。 また、監視指導に係る人員についもご指摘のとおりですが、まずは、より効果的な監視指導を行うよう業務内容、実施方法の工夫・改善を検討いたします。	Ⅳ
18	「施策 12　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」 農業体験や施設見学等は、消費者が生産現場に触れることにより相互の理解が進み「食の安全・安心を育む信頼関係の確立」には大変重要な事と考えます。現状でも、私共生協やJA関係、個人・法人生産者等が積極的に進めている所でもあります。このような取組みに対し、経費面での補助等も念頭に入れた具体的な支援策を要望致します。	食品関連事業者から消費者への情報提供については、食への信頼確保のため大変重要と考えていますが、食品関連事業者が主体的に行うものであり、県が経費負担を行うべきではないと考えています。 県としては、それらの取組等も含めて積極的に食品関連事業者の情報を収集・集積し適切に提供することにより、事業者と消費者の間を繋ぐ役割を果たし、事業者の取組を側面から支援していきます。	Ⅴ
19	「施策 15　食育の推進」 食育の推進に関しましては、今後「新潟県食育推進計画（仮称）」の中で具体化される事と思います。その中の「学校における食育の推進」の実効性を確保するためには、学校で子供たちと日常的に接している小・中学校の先生方に対する食育教育の徹底が必要と考えます。教師自らが食に関する正しい知識（生産現場を含め）及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践出来るようにならなければ、教育現場での食育の充実は図れないと考えます。教師全員に対する研修（生産現場に対する理解を深める交流等も含め）を要望致します。	小・中学生は、食育を効果的に推進するには重要な年代であると認識しております。ご意見のとおり指導者である教師はもとより、食育に携わる方々が食に関して正しい知識と実践できることが重要であり、食育推進計画において「人材の養成・活用」や「指導体制の整備」を取り上げるなど、その中で検討いたします。	Ⅳ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
20	「施策 18　国等への協力要請及び提言」 近年、農畜産物等の輸入が増大の一途をたどり、消費者は好むと好まざるとに係わらず摂取せざるを得ない現状となっております。その中でも、輸入牛肉の特定危険部位の混入問題や輸入野菜の基準値を超える残留農薬問題等多くの問題が発生しており、県民はその安全性に対し強い不信・不安を抱いています。県民の健康を守り食の安全・安心を図る立場から国に対し輸入食品・輸入農畜産物等の安全性確保に向けた検査・検疫体制（全国の検疫所に配属されている食品衛生監視員の増員も含め）の充実強化を強く要請いただきたく、要望致します。	輸入食品への対応については、ここ10年間で検疫所の食品衛生監視員が約4割増員されるなど充実強化されてきております。 今後、更なる充実強化が必要になった場合は、国に対し随時要請を行います。	Ⅱ
21	該当箇所「複数施策について共通」 この計画の達成には、広範な消費者が各施策の中で明確化されている役割を如何に果たして行けるかが、鍵を握っていると考えます。そのためには、食の安全・安心に関して消費者・消費者グループ自らが企画・実施する多様な自主的活動に対する県の認定支援制度等を講じていただきたく、要望致します。	消費者グループ等が自ら実施する食の安全・安心に関する取組は、消費者の知識向上や生産への理解のため重要と考えています。 県としては講師や説明者の派遣、ホームページでの取組紹介などのかたちで支援したいと考えています。 また、「施策13　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」の中に消費者への支援について記述を追加いたします。	Ⅰ
22	（計画の推進体制） 県民の食品の安全を確保する為の施策は、県政のもっとも重要な課題と位置づける必要があります。その観点から、食の安全・安心戦略会議は重要であり機能化する為にも定期開催とし、必要に応じ臨時開催できる組織としていただきたい。	県では、食品の安全確保を重要な施策と位置づけていることから、H17年10月に「にいがた食の安全・安心条例」を制定し、関係者全体で取り組むこととしております。 また、食の安全・安心戦略会議は、食の安全・安心に関する施策の調整を行う組織であり、議長が必要の都度招集するなど、様々な課題に応じてフレキシブルに対応できる体制となっております。	Ⅲ
23	（施策10、研究開発の推進） 食の安全面で、研究開発、試験検査体制の強化は必要であり、その為の予算、人的体制面の強化を図っていただきたい。	農薬のポジティブリスト制度の導入にともない、検査機器を整備するなど、これまでも充実強化をしているところであり、今後とも必要な予算の確保等に努めます。	Ⅲ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
24	施策4　安全で安心な加工食品の提供の推進 【取組方針】「安全で安心な食品の提供のため、食品の製造、加工、販売、調理、提供等を行う食品関連事業者に対し、食品衛生に関する知識の普及を図っていきます」とあります。 生産者から消費者へのルート（輸送機関等）での包装破損等の事故も考えられますが、食の安全・安心への取組には物流関連は入らないのですか？	食品等の運搬にあたっては、管理運営の基準が「新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例」に定められております。 現在、県としては、直接輸送機関等への指導は行っていませんが、必要に応じて問屋や販売店を通じて普及啓発を図ることとしております。	Ⅲ
25	施策5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底 【県の取組】1（2）農薬の適正使用の指導について:「農薬危被害防止運動」とありますが、家畜の排泄物への消毒薬の多量使用等の改善は地下水への化学物質汚染防止等への配慮などとも関連した環境負荷が少ない方法への変換を望んでいます。 特に、臭気等は周辺に暮す住民には切実な問題であり、重大です。 畜産農家の規模に関わらず、改善の指導が必要だと思います。	ご指摘のとおり、農林水産業においても環境への負荷に配慮した対応が大切となっており、施策20のとおり環境保全施策との連携を掲げています。 家畜の排せつ物への消毒薬の多量使用についてのご指摘ですが、家畜の排せつ物は発酵させて堆肥として利用することから、発酵に必要な微生物を殺滅する消毒薬を多量に散布することはありません。 畜舎等から発生する臭気につきましては、完全になくすることはなかなか困難ですが、排せつ物の適正な処理等により臭気を軽減させるよう指導するとともに、さらに臭気を軽減させる技術的な研究を進めることも検討しています。	Ⅲ
26	施策6　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止 【現状と課題】「遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーは必要な技術であり、本県の産業育成にとっても大きな可能性をもっています」との記載があります。 本県の「青い色の花」の開発は、産業育成という事では大切かもしれませんが、遺伝子組換農産物や食品加工用の組換え微生物等には、コーデックス委員会の中でも協議されているそうですが、人間にとっての安全性は、完全に試験済みではない事等を考慮し、コーデックスの今後の取組に沿った見直しを図ってください。	本県の「青い色の花」の研究開発は、観賞用の花きの育成を目的としており、食品規格の策定を目的としたコーデックス委員会での論議の対象外となることから直接影響しないものと考えています。また、「青い色のユリ」の開発にあたっては、遺伝子組換え生物等の使用を規制した「カルタヘナ法」に基づいて進めるとともに、併せて花粉を作らせない技術の開発も進めていきます。	Ⅴ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
27	施策7　一貫した監視等の実施 【現状と課題】「県民の健康を守ることはもとより、全国の消費者の信頼を確保し、新潟の食のブランドを維持するため、食品等の生産から流通、製造加工、販売、調理、提供に至る各段階において、確実な安全確保対策を実施することは極めて重要です」という記載は、よいと思います。しかし、環境保全型の減農薬農法に留まる事なく、積極的な改善による有機農業へと転換してほしいと考えます。 有機農産物は農薬・化学肥料・遺伝子組換えの心配がなく、消費者は、減農薬農産物より安心して食することができるため、県外消費者からの消費も高まっていくと考えられます。	御意見の有機農産物の生産については、①多くの労力を要する、②収量が不安定である、③体系的な技術が未確立など課題が多いのが現状ですが、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるともに、農産物の高付加価値化による農家所得の向上や環境保全につなげるため、施策1（安全で安心な農作物等の提供の推進）及び20（環境保全施策との連携等）に反映すると共に、県農林水産ビジョンや県環境保全型農業推進方針に位置づけ、取組の拡大を推進しているところです。 国では有機農業推進法（12月15日公布・施行）により、国の農政に有機農業の推進が位置づけられました。今後、県では国の基本方針を踏まえ、農業者や消費者などの意見を聞きながら有機農業の推進計画を検討する予定です。	Ⅲ
28	施策7　一貫した監視等の実施 【県の取組】農薬・動物用医薬品・飼料の適正使用の指導 農業者のみへの指導強化ではなく、県内・外の消費者への情報提供も積極的に行って頂きたい。	農薬・動物用医薬品・飼料の適正な使用の結果どうなったのかについても、施策11、施策12の中で県内外の消費者への情報提供に取り組むこととしています。	Ⅲ
29	施策8　食品等の適正な表示の徹底：第12条 【現状と課題】「食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどを普及啓発していく必要があります」と記載されていますが、食品衛生法・JAS法に係る「消費者への正しい情報表示」と言われることが、遺伝子組換え農産物が5%まで混入している食品にも遺伝子組換えでない事が表示されるのですから、消費者は「遺伝子組換え農産物を全く使用していない食品」を買いたくても使用していない食品のみを手に入れる事が困難です。 「食品表示に対する信頼性を高める」ためには、国の制度への修正要望を提出して頂きたい。	遺伝子組換え農産物は分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、現行の流通システムの中では、一定の混入は避けられないとされており、国において遺伝子組換え食品の表示制度を検討した際に、5%以下までの「意図せざる混入」について認めることとなり、現在の表示制度になっております。 県としては、流通システムを含め、実施が困難な規制をかけるべきではないと考えており、現時点で要望を出すことは考えておりません。	Ⅴ

パブリックコメントでの県民意見と県の対応

資料No. 3

	県民意見	県対応・意見反映状況 Ⅰ…反映したもの　Ⅱ…一部反映したもの Ⅲ…既に記述済みのもの Ⅳ…今後の検討課題とするもの Ⅴ…その他記述を変更しなかったもの	
30	施策9　危機管理体制の整備：第13条 【現状と課題】「平成13年の米国同時多発テロ以降の連絡体制の構築、定期的な訓練実施、食品等に起因する事故の未然防止、発生後の被害拡大防止のための、より実践的な危機管理体制づくりをおこなう。」という事が上がっています。 今年、他国からのミサイル発射等の事態が現実におきた事からも、より早い対処方法の提供が必要であると思います。万が一の時に、県民は水源を河川からとする市町村の水道水を飲んでも果たして大丈夫なのかどうか？自分の畑の作物を食べても大丈夫なのかどうか？すら、判断できません。 もっと、早急に対処方法の周知を図る必要があると考えます。	ご指摘のとおり、緊急時には正しい情報を迅速に周知し、混乱を避ける必要があります。 県としてはテロやミサイル、核実験などの事件の際には、事件による飲食物への影響を適切に判定し、県民へ周知を行う方針であり、県民への迅速な周知を図るため、マスコミの活用について基本計画の施策9の県の取組4の記述を改めます。	Ⅰ
31	【県の取組】4「緊急事態発生時の迅速な公表の実施」には、『食品等に起因する緊急事態発生時には、行政として積極的に正しい情報の公開を行い、誤った情報の伝達による風評被害を防止します』と記載されていますが、現在の「ノロウイルスによる感染症の発生」は『カキ』をあげて、生食しないことをあげていますが、広島県等や新潟県の佐渡市でもカキを養殖して出荷している漁業者がいます。 「正しい情報」の公表が大切な事は理解できますが、生産者の生活の保障に対する配慮も大切だと思います。情報の発信方法には、十分な配慮をお願いします。	ご指摘のとおり、情報の発信については、消費者の誤解や風評被害を招かないよう配慮が必要です。 今後とも、正しい情報を迅速に発信するとともに、その方法や内容についても十分配慮していきます。	Ⅲ